

第1章 総 則

項目	頁	修正要旨
第4節 各機関の 処理すべき事務ま たは業務の大綱	10 11 12	4 指定地方行政機関 ・ 処理すべき事務内容の修正 (近畿農政局、近畿経済産業局、近畿総合通信局) 6 指定公共機関 ・ 処理すべき事務内容の修正 (日本赤十字社)
第5節 滋賀県の 地勢と地震	26	5 地震調査研究推進本部の長期評価等 ・ 『平成30年(2018年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値』 として、長期評価による地震発生確率値を更新
第8節 「滋賀県 地震防災プラン」	34 35	1 施策体系 2 基本方針 ・ 「滋賀県地震防災プラン」を明文化

第2章 災害予防計画

項目	頁	修正要旨
第3節 地震防災 上緊急に整備すべ き施設等の整備計 画	48	2 基本方針 ・ 「滋賀県地震防災プラン」に基づき、行政の災害対応能力の充実・ 強化を推進することを明文化
第4節 都市の防 災構造化と建物等 の安全化	52	3 具体的な施策の展開 (6) 文化財の耐震化の推進 ・ 滋賀県の文化財の状況の時点修正
第5節 電力・ガ ス施設の安全化	53	3 具体的な施策の展開 ・ 関西電力(株)防災業務計画修正に伴う内容修正
第10節 道路施設 の安全化	75	3 具体的な施策の展開 ② 避難路 ・ 耐震改修促進法の規定に基づき県において指定した避難路沿道の建 築物の耐震化の支援を明文化

第12節 ため池等 農業用施設の安全 化	79	3 具体的な施策の展開 (1) ため池、農業用ダムの災害予防 ・現在の取組内容に合わせ修正
第19節 広域避 難・避難収容体制 の整備	101	3 具体的な施策の展開 (2) 避難地（避難場所）、避難路の整備 ・耐震改修促進法の規定に基づき県において指定した避難路沿道の建築物の耐震化の支援を明文化
第20節 要配慮者 の安全確保と支援 体制の強化	105	2 基本方針 ・「滋賀県地震防災プラン」に基づき、寄り添い型・協働型避難者支援の実現と要配慮者への合理的な配慮の提供を推進することを明文化 3 具体的な施策の展開 (1) 避難行動要支援者の避難体制の構築 ・日本語の理解が困難な外国人等に必要な情報を確実に伝達することを明文化
	106	③ 個別計画の策定 ・県は、研修会の開催や先進事例の情報提供等により、市町による個別計画の策定を積極的に支援することを明文化
	107	(4) 避難所における要配慮者への配慮 ・災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努めることを明文化
第25節 地震防災 上必要な教育およ び広報に関する計 画	113	2 基本方針 ・「滋賀県地震防災プラン」に基づき、当事者力・地域力を高めることを推進することを明文化

第3章 災害応急対策計画

項目	頁	修正要旨
第1節 災害応急対 策の活動体制	125	2 県の活動体制 (3) 災害警戒本部、地方本部 ・設置基準に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合を追記 ・廃止基準、本部員の変更（各課長→各次長等）

<p>第2節 災害救助法の適用</p>	<p>133 134</p>	<p>1 計画方針 4 災害救助法の適用手続き ・災害救助法の適用について情報収集および本部員会議での提案は防災危機管理局で実施するよう修正</p>
<p>第3節 相互協力計画</p>	<p>135 137 139 140 142</p>	<p>1 計画方針 ・受援計画を「滋賀県地震防災プラン」に基づき策定することを明文化</p> <p>5 市町との相互協力 ・県と市町間の連携を強化し「滋賀県地震防災プラン」に基づき支援することを明文化</p> <p>6 市町の相互応援協力 ・県は、市町における受援計画の策定を支援するとともに、市町間でのカウンターパート方式による相互応援の仕組みを、市町と連携しながら構築することを明文化</p> <p>7 防災関係機関との相互協力 ・④ 航空機の運用に関する相互協力を追記</p> <p>10 民間との協力 ・災害時応援協定運用マニュアルを策定を明文化</p> <p>・災害時応援協定を追記</p>
<p>第6節 救急救助および医療救護計画</p>	<p>156 158</p>	<p>1 計画方針 ・「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とすることを明文化</p> <p>3 医療救護活動計画(医療政策課、障害福祉課)</p> <p>(3) 第3フェーズ(4日から2週間程度) ② 災害医療地方本部の活動 ・災害医療地方本部は、市町と医療救護のニーズに関する情報共有を行うことを明文化</p>

<p>第7節 情報連絡計画</p>	<p>178</p>	<p>3 地震および災害に関する情報の収集および伝達 (4) 南海トラフ地震に関する情報(臨時)の収集および伝達</p> <p>① 基本方針、② 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の通知、③ 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の伝達、④ 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表されたときの県の体制</p> <p>・「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始に伴う記述を追記し内容を修正</p>
<p>第8節 通信および放送施設応急対策計画</p>	<p>186</p>	<p>2 県防災行政無線通信施設応急対策計画(防災危機管理局)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>② 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。</p> <p>・具体的な貸与要請先を記載</p> <p>4 放送施設応急対策計画(日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>・指定公共機関および指定地方公共機関で、その他各放送事業に該当する放送局が存在しないため削除。</p>
<p>第14節 避難計画</p>	<p>215 220</p>	<p>1 計画方針</p> <p>・「滋賀県地震防災プラン」に基づき、寄り添い型・協働型避難者支援の実現と要配慮者への合理的な配慮の提供を推進することを明文化</p> <p>8 避難所の設置と運営(防災危機管理局、健康福祉政策課、医療政策課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局)</p> <p>(3) 避難所の運営</p> <p>・在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を明文化</p> <p>・避難所の運営について、合理的配慮を明文化</p>
<p>第16節 災害廃棄物処理計画</p>	<p>230- 238</p>	<p>1 計画方針 等</p> <p>・環境省「災害廃棄物対策指針」等を踏まえた「滋賀県災害廃棄物処理計画」の策定に伴う見直し</p>
<p>第17節 住宅対策計画</p>	<p>239 240</p>	<p>1 計画方針</p> <p>・応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定を明文化</p> <p>3 応急仮設住宅の設置・供与(住宅課)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の設置</p> <p>② 賃貸住宅等の借り上げによる設置</p> <p>・要配慮者に対し、段差の解消やスロープ、手すり等が設置されるなどの配慮がされた民間賃貸住宅等を提供できるよう努めることを明文化</p>

第18節 電力・ガス 施設応急対策計画	244- 246	1 計画方針 等 ・関西電力(株)防災業務計画修正に伴う内容修正
第21節 建造物等 応急対策計画	265	6 文化財の保護計画(文化財保護課) ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査が実施される場合について明文化
第28節 要配慮者 対策計画	282	1 計画方針 ・要配慮者に対して、合理的な配慮を持って災害応急対策を推進することを明文化

第 4 章 災害復旧計画

項目	頁	修正要旨
第 3 節 県民生活 の支援	289	2 基本方針 ・「滋賀県地震防災プラン」に基づき、被災者の生活再建の支援することを明文化